

広島県告示第五百三十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によって、令和六年
 度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和六年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	佐伯区湯来町大字下の一部、大字葛原の一部、大字白砂の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
三原市	高坂町真良の一部、小泉町の一部、久井町吉田の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
府中市	木野山町の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
三次市	神杉地区の一部、君田町櫃田の一部、吉舎町三玉の一部、吉舎町吉舎の一部、三良坂町灰塚の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
庄原市	東城町小奴可の一部、総領町下領家の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
東広島市	安芸津町木谷の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
江田島市	沖美町三吉地区の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
北広島町	大朝の一部、川井の一部、寺原の一部、岩戸の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
大崎上島町	木江・沖浦の一部、沖浦の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日
神石高原町	近田の一部、草木の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
安芸高田市	向原町坂の一部、向原町戸島の一部、向原町保垣の一部、向原町有留の一部	交付決定の日、令和七年三月三十一日

三 街区境界調査

調査を行う者の名称			
坂町	海田町	府中町	街区境界調査を行う地域
小屋浦二丁目の一部	つくも町、南つくも町、明神町、南明神町	本町二丁目の一部、鹿籠二丁目の一部、山田四丁目の一部	調査期間
令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日	